

令和 5 年 5 月 10 日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録取消について
(取消処分の効力回復)

近畿厚生局長は、かつらぎ歯科及び葛城秀彦歯科医師について、それぞれ保険医療機関の指定及び保険医の登録を令和 3 年 4 月 1 日付けで、取り消すこととした（以下「各取消処分」といいます。）ところ、各取消処分の取消しを請求する訴訟（以下「取消訴訟」といいます。）が提起されました。その際、取消訴訟の第 1 審判決言渡し後 60 日が経過する日まで各取消処分の効力を停止することが決定されました。

その後、大阪地方裁判所において、取消訴訟の請求を棄却する旨の判決があり、このたび、取消訴訟の第 1 審判決言渡し後 60 日が経過しました。

ついては、令和 5 年 5 月 8 日以降、各取消処分の効力が回復しますのでお知らせします。

令和 3 年 5 月 6 日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消の効力停止について

近畿厚生局長は、かつらぎ歯科及び葛城秀彦歯科医師に令和 3 年 4 月 1 日付けでそれぞれ保険医療機関の指定及び保険医の登録を取り消すこととした（以下「各取消処分」といいます。）ところ、大阪地方裁判所において、各取消処分の取消を請求する訴訟（以下「取消訴訟」といいます。）が提起されました。

その際、当該処分の効力の停止を求めて執行停止の申立てがされ、令和 3 年 4 月 21 日に、取消訴訟の第 1 審判決言渡し後 60 日が経過する日まで各取消処分の効力を停止する旨の決定がされましたので、お知らせします。

令和 3 年 3 月 25 日

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

令和 3 年 3 月 18 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」が妥当との答申がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

1 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消

(1) 指定の取消となる保険医療機関

名 称 かつらぎ歯科
所在地 大阪府箕面市西小路二丁目 8 番 20 号
開設者 葛城 秀彦
指定取消年月日 令和 3 年 4 月 1 日

(2) 登録の取消となる保険医

氏 名 葛城 秀彦 (かつらぎ ひでひこ) (48歳)
登録取消年月日 令和 3 年 4 月 1 日

2 監査を行うに至った経緯

複数の匿名の者から近畿厚生局指導監査課に対し、付増請求及び振替請求を行っていると情報提供があり、個別指導を実施したところ、歯周外科手術を受けていないと述べている患者の手術の費用が請求されていることなど患者の情報と葛城歯科医師の説明に複数の相違が認められ、疑義が解消されなかったことから個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施したところ、調査結果と診療報酬の請求内容が相違している事象が認められた。

個別指導を再開し、架空請求の疑義がある患者の診療録の一部持参がなかったことから、個別指導を再度中断した。

後日、再開した個別指導において、患者調査を行ったところ複数の患者から手術を受けていないと回答があったにもかかわらず、診療報酬が請求されている事例について葛城歯科医師に理由を尋ねたところ、診療は行った、患者が忘れていないのかとの回答であり、また、持参を指示した架空請求の疑義がある患者の診療録について持参されず、

診療の有無について確認したところ、回答に一貫性がないことから、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、平成30年10月11日から令和元年6月6日まで計6日間の監査を実施した。

3 取消処分の主な理由

健康保険法等に基づく監査を実施する旨を通知したところ、かつらぎ歯科の開設者であり保険医である葛城歯科医師は、平成31年1月24日（第4回）から令和元年6月6日（第6回）までの間、計3回の監査に正当な理由なく出頭しなかった。

これらのことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医療機関の開設者及び保険医が出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、また正当な理由なく診療録等の提出を拒否した事実も併せて、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消しを定めた健康保険法第80条に該当し、保険医及び保険薬剤師の登録の取消しを定めた健康保険法第81条に該当する。

4 再指定等

原則として、指定の取消の日及び登録の取消の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。

（参考）取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消
健康保険法第80条第4号及び第5号
- 保険医の登録の取消
健康保険法第81条第2号